

令和 7 年度森林生態系における生物多様性に関する評価手法の開発に係る検討会 設置要綱(案)

1. 目的

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ミッションとして生物多様性の損失を止めて反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えが示された。

また、2023年9月に、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の提言が公表され、民間企業に対して、企業が自然関連課題を特定・評価することを推奨し、リスク管理と情報開示を行うためのフレームワークが提示されている。

このような中、森林・林業においても、木材生産の際に森林の保続が確保された持続的に森林経営された森林から産出された木材へのニーズの高まりや、企業活動が森林生態系に与える影響の定量的な評価が求められるようになってきている。

このような動きを受け、林野庁では令和6年3月に「生物多様性を高めるための林業経営の指針」をとりまとめ、原生的な天然林の保護・管理に加えて、森林の約4割を占めている人工林における生物多様性の保全に配慮した森林整備等の管理方法を示すとともに、令和7年4月に「森林に関するTNFD情報開示の手引き」をとりまとめ、企業活動と森林との関わりを適切に分析・評価するための具体的な方法を示した。

森林の有する多面的機能の発揮に向けた生物多様性保全の取組が、企業のTNFD等の情報開示において定量的に評価されることにより、さらに推進されることを後押しするため、本検討会では我が国の自然特性を踏まえた森林の生物多様性を評価するための指標及び手法の検討を行う。

2. 検討内容

我が国の自然特性を踏まえた森林の生物多様性の指標及び手法の開発に関する検討を行う。

3. 組織等

- (1) 委員は、学識経験者等から選定し委嘱する。
- (2) 検討会に座長を置く。検討会の座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- (3) 座長は、検討会の議事を運営する。
- (4) 検討に際して専門的・技術的な知見等を得る観点から、検討会にオブザーバを招聘し、意見を聞くことを可能とする。

4. 開催時期

令和7年度内に計3回の開催とする。

5. 審議内容等の公開等

本検討会の議事要旨については、原則として林野庁ホームページに掲載することとする。
議事要旨は、毎検討会后、関係者に確認の上、作成するものとする。

6. 事務局

本検討会の事務局は原則、林野庁森林整備部森林利用課に置き、庶務は、林野庁森林整備部森林利用課の同意を得て、一般社団法人日本森林技術協会において処理する。

7. 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長に諮って決める。

以上